

船舶事故調査報告書

令和4年9月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年3月4日 23時10分ごろ
発生場所	愛知県西尾市東幡豆港 東幡豆港正面防波堤東灯台から真方位195°350m付近 (概位 北緯34°46.9′ 東経137°08.5′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、錨泊中、転覆した。
事故調査の経過	令和4年3月15日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約2.3m） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、2馬力
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	軽傷 1人（操縦者）
損傷	船外機の脱落
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約1.0m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約15℃
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、東幡豆港正面防波堤南方沖において錨泊して釣りを行っていた。</p> <p>操縦者は、燃料補給のために船外機の燃料の残量を横から見ようと左舷船尾部舷縁に腰を掛け、船体から上半身を乗り出して目盛りをのぞき込んだところ、船体の重心が左舷側に偏り、左舷側に急激に傾斜して投げ出され、同時に本船が転覆した。</p> <p>操縦者は、防水型の携帯電話で119番通報を行い、来援した消防署の救助艇により東幡豆港に移送された後、救急車で病院に搬送され、低体温症と診断された。</p> <p>本船は、消防署より通報を受けた海上保安庁の巡視艇の付属船に揚収され、東幡豆港に戻った。</p> <p>操縦者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>操縦者は、舷縁に腰を掛け、船体から上半身を乗り出さなければ船体の重心が偏り、傾斜して転覆することはなかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、錨泊中、操縦者が、船外機の燃料の残量を横から見ようと左舷船尾部舷縁に腰を掛け、船体から上半身を乗り出す体勢で目盛りをのぞき込んだ際、船体の重心が左舷側に偏ったことから、左舷側に急激に傾斜して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が錨泊中、操縦者が、船外機の燃料の残量を

	<p>横から見ようと左舷船尾部舷縁に腰を掛け、船体から上半身を乗り出す体勢で目盛りをのぞき込んだ際、船体の重心が左舷側に偏ったため、左舷側に急激に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ミニボートの操縦者は、船体のバランスを考慮し、体勢の変化による重心の移動に注意するとともに、安定した体勢を保持して重心が偏らないようにすること。 ・ ミニボートの操縦者は、出港前に燃料の残量を確認するとともに燃料消費量を把握しておくこと。 ・ ミニボートは、夜間、他船から見えにくくなり、また、目線の低い自船から周囲の状況を確認しにくくなるので、ミニボートの操縦者は、夜間に航行しないことが望ましい。